

移動式の衛生検査所について

医政局



衛生検査所の概要

- 衛生検査所とは、検体検査（※1）を業として行う場所（※2）。
- 臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定に基づき、所在地の都道府県知事等の登録を受けることが必要。必要な検査機器の設置、人員体制の確保等の基準を満たし、検査の精度確保のための取組を行うこと等が義務付けられている。

※1 人体から排出され、又は採取された検体の検査。微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、遺伝子関連・染色体検査に分類される。

※2 病院、診療所、助産所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所（保健所、検疫所、犯罪鑑識施設、試験研究施設等）については、衛生検査所の登録を受けずに検体検査を業として行うことが可能。そのうち、病院、診療所、助産所、保健所、検疫所又は犯罪鑑識施設については、診療の用に供する検体検査を行うことが可能。

医療機関



検体を採取



検査を委託



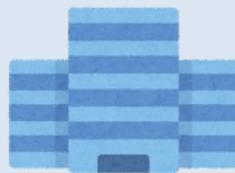
衛生検査所が検体を搬送

検査結果の報告



衛生検査所

令和3年1月1日現在、全国で993施設。



検査を実施



【登録基準】

- ・検査分類に応じた検査機器の設置
- ・検査分類に応じた面積の確保
- ・検査分類に応じた医師又は臨床検査技師の配置
- ・管理者、指導監督医、精度管理責任者、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の配置
- ・検査案内書、標準作業書、作業日誌、台帳の作成等

【開設者の義務】

- ・内部精度管理の実施
- ・外部精度管理調査の受検
- ・従事者の研修の受講等

※移動式か固定施設かの別については、衛生検査所登録の要件となっておりません。